

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認島根地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	6 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月の国民年金保険料（付加保険料を含む）については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 49 年 4 月から 50 年 7 月まで

昭和 49 年 4 月 25 日に A 社を退職した後、夫が B 市区町村（現在は、C 市区町村）役場で私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料の納付方法は、昭和 43 年の任意加入当時は、印紙検認方式であったが、申立期間当時は、国民年金保険料納付通知書による納付であり、夫が B 市区町村役場窓口において付加保険料を含めて現金で納付した。申立期間が未加入期間と記録されているので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 50 年 7 月については、申立人が保管する国民年金保険料納付通知書兼領収書から、申立人は、B 市区町村役場において、同年 9 月 30 日に国民年金保険料を納付していることが確認できる上、B 市区町村が申立期間当時作成していた国民年金の加入状況及び納付状況を示す資料においても、申立人が同年 7 月 25 日に国民年金に任意加入し、同月から、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、特殊台帳によると、昭和 50 年 7 月の国民年金保険料は納付済みであったところ、55 年 4 月 24 日に還付されたことが記録されているが、当該期間について還付すべき合理的理由は無く、不適切な事務処理であることが推認できるほか、申立人も保険料の還付を受けた記憶はないと供述している。

一方、申立期間のうち昭和 49 年 4 月から 50 年 6 月までの期間については、前述の B 市区町村が作成した資料から、申立人が 50 年 7 月 25 日に国民年金被保険者の資格を取得していることが確認でき、当該期間は国民年金の未加入期間と推認できることから、申立人に対し国民年金保険料の納付書が発行されたとは考え難く、制度上、保険料を納付することもできない期間である。

また、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の夫が、申立人の昭和 49 年 4 月から 50 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 50 年 7 月の国民年金保険料（付加保険料を含む）を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年9月から45年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年9月から45年3月まで
長男が昭和41年*月に生まれ、そのすぐ後に国民年金に加入した。申立期間の保険料は、地区の納税組合を通じるなどして、定期的に自分で納付していた。
昭和47年ころから30数年間の間に2回、A市区町村役場の国民年金課で未納が無いかを確認し、未納期間は無いと説明されたことを記憶している。
申立期間が未納期間と記録されていることに納得できないので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿の記録から、申立期間後の昭和47年10月12日以降に払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間の国民年金保険料は時効により、特例納付を行わない限り納付することはできないところ、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料をさかのぼって特例納付した記憶はないと供述している。

また、国民年金手帳記号番号払出簿に、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された昭和47年10月12日以前の期間において申立人の氏名は見当たらず、このほかに、申立人に係る別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、申立期間の国民年金保険料について、地元の納付組織を通じ定期的に納付したと供述しているが、国民年金の加入手続を行った昭和47年10月12日ごろまで、申立人は国民年金の被保険者でないことが確認できることから、申立期間当時、申立人に対し国民年金保険料の納付通知書が発行されたとは考え難い。

加えて、申立人は、『国民年金保険料の納付状況をA市区町村に2回確認し、いずれも「未納期間は無い。」と説明を受けた。』旨を供述しているが、A市区町村は『時効で納付できない期間を除き、納付可能な期間の国民年金保険料はすべて納付されているという意味で、「未納期間は無い。」という話をしたのではないか。』と回答している。

このほか、申立人が、申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料が納付されたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

島根国民年金 事案 357

第1 委員会の結論

申立人の昭和 54 年 5 月から 59 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 5 月から 59 年 6 月まで
実父から、「通算して年金制度に 25 年以上加入していないと、せつかく掛けた厚生年金が受給できなくなる。」という話を聞き、国民年金の加入を勧められたため、昭和 54 年秋ごろに A 市区町村役場に出向き、同年 5 月までさかのぼって国民年金に任意加入し、59 年 7 月 21 日に厚生年金保険の被保険者となるまでの間、国民年金保険料を納付した。国民年金保険料は、A 市区町村役場の窓口で、2 か月に一度納付したが、当該期間が未加入期間とされているので、国民年金の保険料納付済期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 54 年の秋ごろ、実父の勧めで国民年金の加入手続を行い、同年 5 月までさかのぼって加入した。」と供述しているが、申立期間当時、申立人の夫は B 共済組合の組合員であることから、申立期間は国民年金の任意加入対象期間であり、制度上、さかのぼって国民年金に加入することはできず、保険料も納付できない上、A 市区町村も、「申立期間当時、任意加入被保険者の資格取得年月日を遡及^{そきゆう}する取扱いは行っていなかった。」と回答している。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録から、昭和 61 年 1 月 14 日以降に A 市区町村で払い出されたことが確認でき、この払出しの時点では、申立期間の大半は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、2 か月に一度、A 市区町村役場の窓口で国民年金保険

料を納付したと供述しているところ、A市区町村では、申立期間当時、3か月ごとに納付書を発行していたと回答しており、供述内容と当時の保険料納付方法との間に齟齬がみられる。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年8月から46年5月までの期間、同年7月から49年3月までの期間及び52年4月から同年9月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和44年8月から46年5月まで
② 昭和46年7月から49年3月まで
③ 昭和52年4月から同年9月まで

申立期間に係る国民年金保険料の納付を示す資料は無いが、父（故人）が私の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したことは間違いなく、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿から、昭和52年1月10日にA市区町村で払い出されたことが確認でき、この時点では、申立期間①及び②については、時効により特例納付を行わない限り国民年金保険料を納付することができない上、申立人は、申立期間の国民年金保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親も既に故人となっていることから、申立期間における国民年金の加入状況及び特例納付を行ったか否かを含め国民年金保険料の納付状況は不明である。

また、申立期間①及び②の当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、戸籍の記録から、申立人は、申立期間②当時、B市区町村において、申立期間③当時、C市区町村において住民登録を行っていることが確認できるところ、申立期間②及び③当時、D市区町村に在住している申立人の父親あてに、申立期間②及び③に係る申立人の国民年金保険料の納付通知書が送付されたとは考え難い。

加えて、申立人の父親が申立人の申立期間に係る国民年金保険料を納付し

ていたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 45 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 3 月から 4 年 3 月まで

私は、私の義兄の紹介により A 事業所に入社し、平成 3 年 3 月から 4 年 3 月までの期間、同社で義兄と一緒に勤務した。

勤務期間中は、厚生年金保険料を給与から控除されていたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び A 事業所の元事業主の供述から、申立人は、申立期間を含む平成 3 年 11 月 1 日から 4 年 4 月 30 日までの期間において、A 事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、A 事業所の元事業主は、「平成 17 年に会社を閉鎖し、関係資料が手元に残っていないため詳細は不明であるが、申立人は、申立人の義兄の紹介で当社に入社したが正社員ではなかった。入社当初から休みが多く、一月当たりの出勤日数が少なかったため、当社に勤務している間は厚生年金保険に加入させなかったことを覚えている。」と供述している。

また、適用事業所名簿から、A 事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは平成 3 年 6 月 1 日と確認でき、申立期間のうち、同年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間については、厚生年金保険の適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、A 事業所に係るオンライン記録に、申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、オンライン記録から、申立人は、申立期間を含む平成 3 年 2 月 18 日から 5 年 10 月 1 日までの期間において国民年金に加入していることが確認できる。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和35年から37年まで
② 平成4年及び5年

昭和35年ごろから37年ごろまでの期間において、A事業所にB職として勤務していた。

また、平成4年ごろ及び5年ごろに、C事業所に勤務し、D製品を造る作業に従事していた。

両申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A事業所に勤務したとしているが、当時の事業主は、「平成8年ごろの労働者名簿から、申立人が、同年5月ごろから9年12月ごろまでの期間において当社に勤務していたことは確認できるが、申立期間①については、当時の資料は何一つ残っておらず、申立人が勤務していたかどうか分からない。」と回答している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認でき、当該事業所においてE職を担当していたとする従業員は、「当時、A事業所には約10人の正社員と、約20人のB職種が勤務していた。私はどこの誰が勤務していたかを覚えているが、申立人の名前については、全く記憶がない。また、毎月、F袋に従業員の氏名を書き入れていたが、申立人の名前を書いた覚えはない。」と供述しており、申立人が申立期間①においてA事業所に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立期間①において申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間①において国民年金に加入し、国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

加えて、申立期間①に係る雇用保険の被保険者記録は無い。

- 2 申立期間②について、申立人は、G事業所に勤務したとしているが、一方で、給与はH事業所から支給されていたと供述しているところ、G事業所に係るオンライン記録に、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる従業員のうち、回答のあった3人は、「H事業所は、G事業所（I出張所J課）の下請けであった。」と供述しているほか、そのうちの一人は、「申立人は、G事業所の下請けであったH事業所の従業員として雇用されていたことをはっきりと記憶している。申立人は、G事業所の従業員ではなかった。」と供述している。

さらに、G事業所の元事業主は、「申立期間②当時、申立人が当社に勤務していたかどうかは、関連資料を廃棄しており、分からない。」と供述していることなどから、申立人の申立期間②におけるG事業所に係る勤務実態及び雇用形態等について確認できない。

加えて、G事業所に係るオンライン記録に、申立人が名前を記憶する同僚に係る厚生年金保険の被保険者記録は無い。

このほか、G事業所に係るオンライン記録に、申立期間②において申立人の氏名は無く、整理番号に欠番も認められないことから、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録の欠落をうかがわせる事情は見当たらない。

なお、厚生年金保険適用事業所名簿から、H事業所は、申立期間②当時から現在までの期間において、厚生年金保険の適用事業所でないことが確認でき、商業登記簿にも該当する事業所名は無い上、当時の事業主から申立人の雇用状況、厚生年金保険の加入状況等について供述を得ることができない。

- 3 このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無い上、申立てに係る事実を推認できる周辺事情も見当たらない。
- 4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 7 月 30 日から同年 11 月 1 日まで
② 昭和 39 年 3 月 30 日から同年 10 月 1 日まで

申立期間①については、A事業所B出張所に勤務し、申立期間②については、C事業所D出張所に勤務した。

両申立期間において、「E」の記号が付された健康保険被保険者証を使用して医療機関を受診した記憶があり、健康保険及び厚生年金保険に加入していたことは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

- 1 申立期間①について、申立人は、A事業所B出張所に勤務したと供述しているが、A事業所は、「当時の資料は廃棄しており、申立人が当社に勤務していたかどうか等については確認できない。」と回答している上、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる複数の者のうち、A事業所B出張所に勤務していたとの回答を得ることができた二人は、申立人を覚えていないと供述していることから、申立人の申立期間①における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、前述の二人の従業員のうちの一人は、「私の場合、入社から半年間は非正規従業員として扱われ、入社から半年後に正規従業員となり、ようやく厚生年金保険に加入した。」と供述しており、当該従業員とは別の複数の従業員は「A事業所には試用期間があった。」と供述しているところ、当該複数の従業員について、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、それぞれが供述する入社時期が一致していないことから申立期間

①当時、A事業所B出張所は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

2 申立期間②については、複数の同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人がC事業所D出張所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚のうちの一人は、「当時、C事業所では、入社後1年間は臨時採用扱いで、厚生年金保険には加入させてもらえなかった。」と供述しているところ、当該同僚について、C事業所D出張所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得時期と、当該同僚が供述する入社時期が一致していない。

また、C事業所D出張所は、「申立人に係る人事記録等の書類は見当たらなかった。書類等の記録が無いことから、申立人は臨時採用であったと思われる。詳細は不明であるが、当時は従業員の出入りが多かったため、入社当初は臨時採用として扱い、一定期間を経過してから、厚生年金保険に加入させていたと聞いている。」と回答していることなどから、申立期間②当時、同社は、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていない状況がうかがえる。

3 さらに、申立人は、両申立期間において、「E」の記号が付された健康保険被保険者証を使って医療機関を受診した記憶があると供述しているが、健康保険厚生年金保険適用事業所名簿によると、A事業所においては「F」の記号が、C出張所事業所においては「G」の記号が使用されていることが確認でき、両事業所で「E」の記号が付された健康保険被保険者証は使用されていなかったことが確認できる。

このほか、申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い上、申立に係る事実を確認できる周辺事情も見当たらない。

4 これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。